

橋本市長期総合計画
策定方針

1. 計画策定の趣旨

「時間（とき）ゆたかに流れ、くらし漂う創造都市 橋本」を将来像とした第1次長期総合計画の策定から8年が経過した現在、人口減少、少子高齢化、厳しい財政状況、社会情勢や市民ニーズの高まりなど行財政改革の推進に基づく重点的、効果的な行政運営が求められています。本市が将来に向かって持続的に発展していくためには、長期的な視点に立った効果的・効率的な行政運営が求められるとともに、市民と行政が力を合わせてまちづくりを進める上で、めざすべき新たな将来都市像を共有することが必要となります。第1次長期総合計画から引き継ぐ課題への対応や、平成27年度に策定した橋本創生総合戦略などを踏まえつつ財政健全化計画との整合を図りながら、本市における今後の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、市民の参画を得て、魅力ある協働によるまちづくりと、その実現に必要な政策・施策をまとめるべく、平成30年度からの長期総合計画（10年間を予定）を策定します。

2. 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。

①基本構想

基本構想は、橋本市が目指す将来像や、まちづくりの基本目標を設定し、これらを達成するための施策展開の基本方向を示しています。基本構想は、平成30年度から平成39年度までの10年間を予定した構想を策定します。

②基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる目標等を実現するための施策内容を示したものです。計画期間は、基本構想と同じ10年間を予定しますが、社会情勢の変化等に対応し、実効性のある計画とする必要があるため、平成30年度から平成34年度の5年間を前期、平成35年度から平成39年度を後期とし、策定することとします。

③実施計画

実施計画は、基本計画に示す施策の具体的な事業を明らかにするもので、財政的な見通しとの整合性を考慮し、計画期間を3年間として、ローリング方式により毎年度策定します。

図一総合計画期間

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
基本構想	基本構想 10年									
基本計画	前期基本計画 5年					後期基本計画 5年				
実施計画	実施計画 3年			実施計画 3年		※3カ年計画 毎年度 見直すローリング方式				

3. 計画策定の方針

(1) 市の状況・課題把握

これからのまちづくりを進める上で踏まえるべきまちの沿革やまちの特性、人口の動向、土地利用、財政状況など、本市の現況を把握し、各分野における状況・課題を確認します。

- ①本市の人口、産業、土地利用状況等の本市の現況の整理、分析
- ②類似団体との比較分析による本市の強み、弱みの整理、分析

(2) 市民意識調査の実施及び分析

市民の意見を反映した計画とするため、市民意識調査を実施することで市民ニーズに即した計画の策定を行うものとします。アンケートを実施し、公民館区でまとめていきます。

対象者：市民3000人及び中学高校生500人

(3) 市民ワークショップの実施

- ①基本構想における市の将来像を共に考えるために、政策別にテーマを設定して、若者世代を中心としたワークショップを行います。(仮称：はしもと近未来予想図ワークショップ)
- ②市の将来像をテーマに市内高校生（市内の高等学校在学学生）を対象としたワークショップを行います。
- ③各ワークショップにおいて、市民と市（議会・行政）がそれぞれの役割を認識して、協働によるまちづくりを推進する「(仮称)自治基本条例」に関する説明と意見を求めます。

(4) 「総合計画」の基本構想

①社会潮流、橋本市の現状、市民意識、主な課題

社会風潮や市民意識、第1次長期総合計画の実施状況等から、これからのまちづくりを進める上で踏まえるべき本市の主な課題を示します。

②まちづくりの基本理念、将来都市像

本市のまちづくりを進める上で基本となる考え方として、まちづくりの基本理念を設定します。また、市民と行政が共にまちづくりを進めていく上で、同じ目標に向かって取り組みを推進できるよう、まちづくりの基本理念に基づき、目指すべき将来都市像を定めます。

③将来人口と土地利用（都市空間）構想

まちの活力、規模を示す指標として、基本となる将来人口を想定するとともに、将来都市像を実現するための都市空間のあり方について、基本的な考え方を示します。

④将来都市像の実現に向けた取り組み

本市が目指す将来都市像を実現するための基本政策を示します。

⑤計画推進に向けた仕組み

本計画を着実に推進していくため、進行管理の仕組みを示します。

(5)「総合計画」基本計画（前期）

まちづくりの分野ごとに施策及び事業の体系を示す分野別計画（約40分野）を作成します。分野別計画は、10年間の施策ごとのめざす姿と目標（指標）を明らかにするとともに、平成30年度～平成34年度までの前期5年間の主な取り組みを示します。

(6)「総合計画」策定に向けての基本的な考え方

- ①市民とともにまちづくりを進めていく。（目標を市民と共有する）
- ②策定に向けて同時に進めていく自治基本条例に、総合計画の必要性と位置づけを明確にする。
- ③計画的かつ実効性のある行政運営を推進するための財政計画を策定する。
- ④財政状況を見ながら指標（目標）を設定し、行政評価を活用したPDCAサイクルに基づく進行管理の徹底を図る。
- ⑤市民の満足度を図る。

4. 計画策定体制

体制については、審議機関、市民参画、庁内体制により策定していきます。

(1) 審議機関

学識経験者、関係機関及び団体の役職員、市民公募等で構成する長期総合計画審議会を設置し、市長からの諮問に応じ、審議を行います。

(2) 庁内体制

各部局間の調整を行い、諮問原案の作成を行います。

- ①庁内検討委員会
- ②専門部会
 - ・ニューリーダーによるプロジェクト組織（ニューリーダー部会）
 - ・女性の視点で参画するプロジェクト組織（さつき部会）
- ③庁内担当課

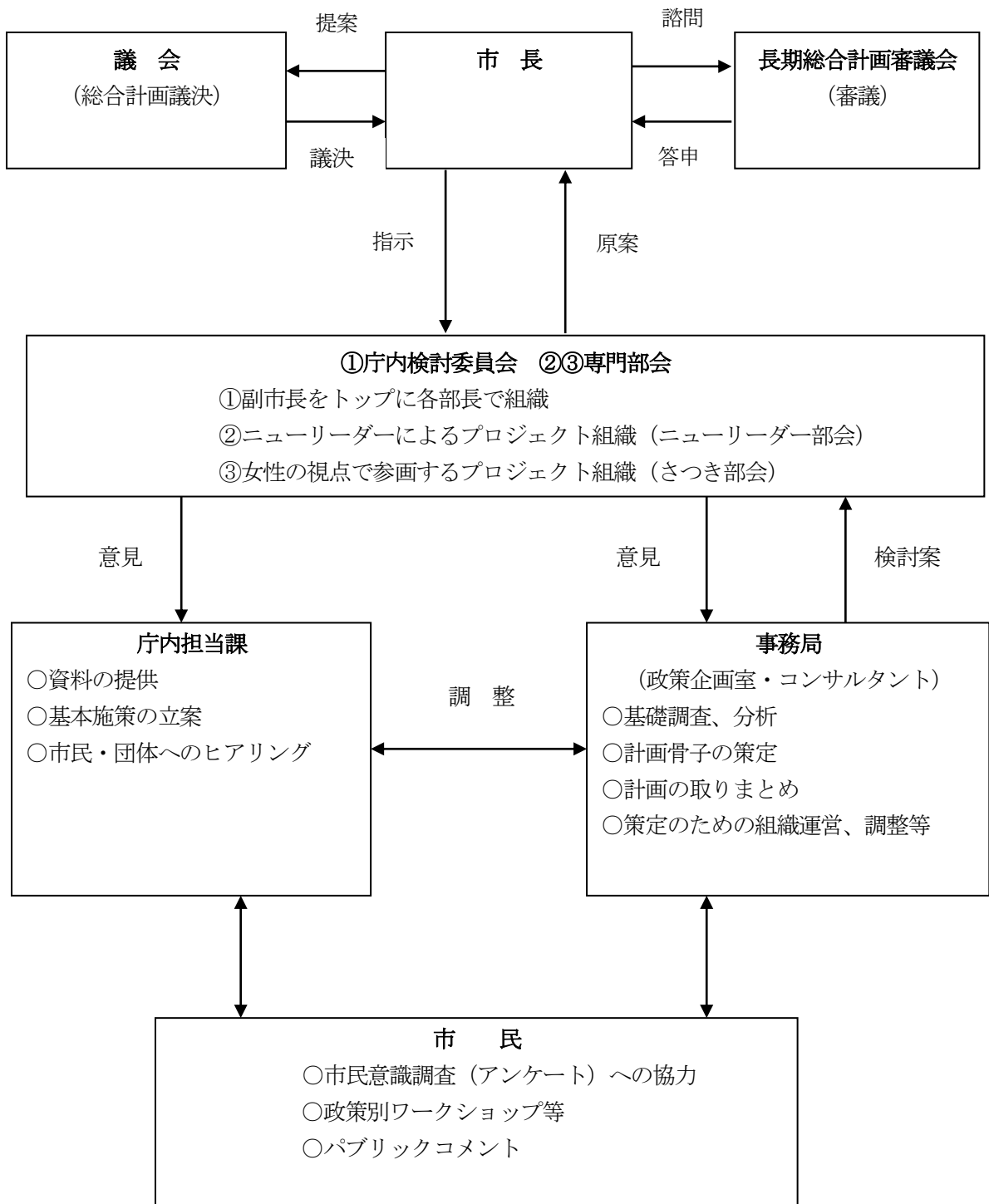
(3) 市民参画

幅広い市民の意見を反映させるため、市民意識調査（アンケート調査）、政策別ワークショップ、市内高校生（市内の高等学校在学学生）を対象としたワークショップ、パブリックコメント等を実施し、計画全般にわたる市民の意見を聴取し、計画策定します。（はしもとC a f eミーティングをはじめとした各部によるワークショップで得られた政策提案についても反映していきます。）

(4) 事務局

政策企画室に設置し、各種調整等を行います。また、計画作成に必要な支援及び検討計画策定作業の円滑化を図るため、策定に係る一部を業者委託しています。

図一橋本市長期総合計画の策定体制図



5. 計画策定スケジュール

年度	月	検討項目	審議会	庁内	市民	議会
H28	6	基礎調査・検討		第1回 庁内検討委員会 6月3日	委員公募 6月1日～ 6月20日	
	7			第1回 専門部会 7月20日 第2回 庁内検討委員会 7月27日		
	8		第1回審議会 (委員委嘱) 8月5日		市民アンケート 市民3000人 中高生500人 全職員	
	9				政策別ワークショップの開催	経過報告
	10	基本構想の審議		第2回 専門部会 第3回 庁内検討委員会 10月28日	(仮称:はしもと近未来予想 図ワークショップ)	
	11		第2回審議会 11月上旬		高校生対象	
	12			第3回 専門部会 第4回 庁内検討委員会 12月下旬	平成28年9月 開催予定	経過報告
	1		第3回審議会 1月中旬		橋本市 PTA 連 合会対象	
	2				平成28年10 月開催予定	
	3			第4回 専門部会 第5回 庁内検討委員会 3月下旬	市民対象 平成28年11 月～平成29年 3月の月1回土 曜日に開催予 定	経過報告

年度	月	検討項目	審議会	庁内	市民	議会
H29	4	基本計画の審議 基本構想と基本 計画（分野別計 画）の整合性を考 える	第4回審議会 4月中旬		(仮称) 自治基本条例 と総合計画に ついてのフォ ーラム	
	5					
	6		第5回 専門部会 第6回 庁内検討委員会 6月下旬			経過報告
	7		第5回審議会 7月中旬			
	8					
	9		第6回 専門部会 第7回 庁内検討委員会 9月下旬			経過報告
	10	第6回審議会 10月中旬				
	11	パブリック コメント				
	12	パブリック コメント 意見反映		第7回 専門部会 第8回 庁内検討委員会 12月下旬		(仮称：自治 基本条例) 議 決
	1	計画最終案作成	第7回審議会 1月中旬			
	2					
	3	計画書策定				総合計画（基 本構想）議決